

認証保育所の保育料を補助します。

袋井市では、市内の認証保育所に通う児童の保育料の一部を補助しています。

ただし、市民税課税額によっては、補助金を受けられない場合があります。



対象児童

市内在住で、市内の認証保育所に在園し、施設等利用給付認定を受けていない児童

対象となる認証保育所

ひだまり保育園

補助金の額（月額）

4～8月分は前年度、9～3月分は当年度の市民税所得割額（父母合算）に基づき、下表により補助月額を算出します。父母の収入が130万円以下の場合、同居する祖父母のうち所得が多い方の課税額を合算します。

| 階層区分 | | 0～2歳児 | |
|--|-------|---------|--|
| 第1階層 市民税所得割額1円以上48,600円未満の世帯及び市町村民税均等割課税世帯 | 第1子 | 30,000円 | |
| | 第2子 | 40,000円 | |
| | 第3子以降 | 40,000円 | |
| 第2階層 市民税所得割額97,000円未満の世帯 | 第1子 | 20,000円 | |
| | 第2子 | 30,000円 | |
| | 第3子以降 | 40,000円 | |
| 第3階層 市民税所得割額169,000円未満の世帯 | 第1子 | 10,000円 | |
| | 第2子 | 20,000円 | |
| | 第3子以降 | 40,000円 | |
| 第4階層 市民税所得割額169,000円以上の世帯 | 第1子 | 0円 | |
| | 第2子 | 20,000円 | |
| | 第3子以降 | 40,000円 | |

☆同一生計の就学前児童が、認証保育所、認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設等を利用している場合、その年長児から数えて「第1子」「第2子」「第3子以降」となります。

補助金の申請方法

入園後に、各園から申請用紙を配付します。

補助金の交付時期

年3回に分けて補助金を交付します。（予定）

①4～8月分→9月交付 ②9～11月分→12月交付 ③12～3月分→4月交付

袋井市教育委員会子ども未来課施設運営係
電話 0538-86-3332（直通）